平成２７年（フ）第５号
山形県東置賜郡川西町大字大塚1400番地
破産者　和沢　伸也
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第８号
山形県米沢市木場町７番32号
破産者　小山　吉春
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１１号
新潟県燕市白山町３丁目26番19号　ウイングＡ102号、前住所新潟県燕市東太田2606番地１
破産者　相場商店こと　相場　哲英
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２０７３号
愛知県豊明市沓掛町皿池上18番地612
破産者　コウケツ営繕こと　纐纈　孝雄
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３４号
愛知県愛西市根高町川田43番地５　テールプランＡ棟201号室、従前の住所名古屋市緑区鳴海町字山下35番地の１　ロフティ野並サンズ・スクエア305号
破産者　村合　　唯
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８４７号
大阪市浪速区湊町２丁目２―22　アーベインなんばウエスト1008、開始決定時の住所大阪市浪速区湊町２丁目２番10―3603号
破産者　三上剛史こと　三上　　剛
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９２３号
大阪市中央区谷町６丁目９番24―705号
破産者　増田　進彦
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９６４号
大阪府四條畷市雁屋南町20番44号
破産者　西村　耕一
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９８号
大阪市平野区長吉長原４丁目７番７号　ビーバーハイツ長原401
破産者　平松　正行
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８１号
大阪府茨木市沢良宜浜２丁目７番30号マンションアメニティパート２　２―Ａ号
破産者　仲山　剛太
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８１号
兵庫県川西市南花屋敷４丁目14番７号
破産者　鈴木　進一
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６４号
大阪府高槻市土室町１番10―501号
破産者　横山　誠司
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７３０号
大阪府守口市京阪本通２丁目14番７―905号
破産者　佐藤　　篤
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１０号
大阪府茨木市丑寅２―５―10―Ａ102、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西３丁目５番34号
破産者　稲垣　真琴
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７２号
堺市中区深井北町787番地３
破産者　沖口　達哉
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５７３号
堺市中区深井北町787番地３
破産者　沖口　葉子
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８５５号
堺市堺区大浜北町２丁２番22号　フェニックスさかい202号
破産者　豊永　大地
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９１０号
堺市中区土塔町2326番地16、前住所堺市東区草尾90番地４　サンモール田中302号
破産者　中前電気工事こと　中前　和則
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９１号
神戸市中央区熊内町２丁目４番14―306号
破産者　山本歯研こと　山本　　明
1　決定年月日　平成27年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部